

自治会のあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 現在の変化の激しい社会環境に対応する公共サービスを継続して提供するため、公益サービスの担い手としての自治会の機能を高めることを目的に、単位自治会の役員を中心に今後の自治会のあり方及びその実現のための方策を検討する。

(検討メンバーの構成)

第2条 検討メンバーの構成は、当該各号に定める7名とする。

(1) 単位自治会の事務局長 村の3つのブロックからそれぞれ2名ずつ

(2) 自治会連合会会長 1名

(事務所掌)

第3条 検討会は、次の業務を所掌する。

(1) 今後の自治会のあり方についての検討を行う。

(2) 自治会連合会の要請に応じ、自治会に関する課題解決のために必要な情報の提供を行う。

(3) その他自治会のあり方に関し、自治会連合会会長が必要と認める事項を行う。

(検討会の開催)

第4条 検討会は、自治会連合会会長が招集して開催する。

(任期)

第5条 検討会は、自治会連合会に対する今後の自治会のあり方についての提言の完了をもって解散し、検討メンバーはその任を解く。

(事務所管)

第6条 自治会のあり方検討に関する総括的な事務、進行管理は、自治会連合会事務局(村参画協働課)が行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成16年8月11日から施行する